

## 裾野市建設工事中間検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、裾野市建設工事検査規程（昭和54年裾野市訓令第5号。以下「検査規程」という。）第5条に規定する中間検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (中間検査の対象)

第2条 中間検査の対象工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 当初請負代金の額が2,000万円以上の土木工事
- (2) 当初請負代金の額が2,000万円以上の建築・設備工事
- (3) 予定価格が1,000万円を超える低入札価格調査制度調査対象工事
- (4) 検査監若しくは工事担当課長が必要と認めた工事

### (中間検査の指定)

第3条 中間検査の対象工事は、原則として特記仕様書等の契約図書において指定するものとする。

### (中間検査の実施時期等)

第4条 中間検査の実施時期及び実施回数は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土木工事 工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内であって、別紙1に基づき、工事施工期間中に1回以上とする。ただし、当初請負代金の額が5,000万円以上の工事にあっては、中間検査に先立ち、現場着手前（設計図書照査及び施工計画書提出後の適切な時期）に施工計画書等の関係書類及び契約図書の確認を行うものとする。
  - (2) 建築・設備工事 別紙2に基づき、それぞれに定める時期とする。ただし、特記仕様書又は現場説明書で中間検査を指定した時期においても実施するものとする。
- 2 中間検査は、工事の内容により、検査監若しくは工事担当課長の判断に基づき省略することができる。
- 3 工事担当課長は、第1項第1号及び同項第2号ただし書の規定により中間検査の実施時期を定めるときは、適切な施工段階での検査となるよう、あらかじめ検査員と調整をしなければならない。
- 4 中間検査は、対象工事の施工途中における施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて、完成検査に準じて実施するものとし、施工について改善を要する事項（改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項）及び現地における指示事項（契約事項を満足しなくなる可能性があると考えられる事項）を把握するものとする。

る。

5 監督員は、前項の検査に必要な書類を準備しなければならない。

(他の検査との関係)

第5条 中間検査で確認した出来形部分については、当該工事の施工過程において改めて確認が必要となる場合を除き、完成検査、一部完成検査及び出来形検査時の確認を省略することができるものとする。

(中間検査の復命)

第6条 検査員は、中間検査を完了したときは、速やかに当該中間検査の結果について、所見、改善を要する事項及び指示事項を記載した工事検査復命書により、検査監に復命するものとする。

2 検査監は、中間検査が完了したときは、その結果を工事検査結果復命書により工事担当課長に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領によるもののほか、中間検査の実施方法等について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日決裁)

(施行期日)

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(裾野市建設工事中間技術検査実施要領等の廃止)

2 次に掲げる要領等は、廃止する。

(1) 裾野市建設工事中間技術検査実施要領

(2) 裾野市建設工事材料検査及び材料製造検査実施要領

(3) 裾野市建設工事中間技術検査実施要領 (以下「要領」という。) 第7条の規定に基づき検査監が定める運用

## 別紙 1

### (第 4 条関係 土木工事)

#### 1. 工事施工段階に行う中間検査 (中間検査対象事例)

土木工事の各施工段階で行う中間検査は、工事の進捗により適切な時期に行う。

中間検査の対象となる事例を次に掲げる。

- ・ 杭基礎工 (試験杭施工を含む)
- ・ 軟弱地盤改良工、基礎地盤改良工
- ・ 鉄筋コンクリート構造物の鉄筋組立工
- ・ 橋梁上部工の現場制作工及び架設工
- ・ 現場溶接作業の溶接工 (塗装前)
- ・ 現場塗装工 (ケレン作業、下塗り、中塗り)
- ・ 路盤工、基層工、中間層工等及び薄層カラー舗装・グルーピング施工前の表層工
- ・ 橋面防水工 (床版性状、防水層の均一性、床版・防水層・舗装相互の一体性)
- ・ アンカー工等の確認試験等 (確認試験のときに限らず、必要に応じ随時)
- ・ 補修工、補強工 (例：上部工補強等、床板工補修等、支承取替等、落橋防止等、橋脚巻立て等、舗装切削後、トンネル裏込注入工、トンネル漏水対策、ボーリンググラウト工、せん断補強等)
- ・ ほ場整備工 (基盤整地工、暗渠排水工)
- ・ 農用地造成工 (砕土工)
- ・ 重要な構造物における埋戻し前、又は通水前 (例：護床工、根固め工、水叩き工、頭首工、農業用管水路、下水道等)
- ・ 橋梁工事、あるいは斜面工事等の足場撤去前
- ・ 仮設工及び搬出入施設等の撤去前
- ・ 施工後速やかに検査を行う必要がある場合 (例：養浜工、浚渫工、河床掘削等)
- ・ 重大な建設事故が発生した現場における安全対策について (工事再開後に実施)
- ・ 裾野市建設工事請負契約約款 (以下「約款」という。) 第 33 条に基づく部分使用に当たり、中間検査を行う必要があると認める場合 (一般の用に供する仮橋及び仮設道路等も含む) (注：約款第 38 条に基づく部分引渡しについては一部完成検査を行う。)

## 2. 工場で行う中間検査

工場で行う中間検査は、下表に掲げる工事材料（製品を含む）について、検査監が必要と認める場合に行う。

材料の種類		中間検査実施対象材料（例）
市場流通品	JIS 規格品以外の特殊鋼材、特殊なコンクリート製品等 (注 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>汎用的な 2 次製品を加工して製作する鋼矢板及びコンクリート矢板等</li> <li>プレテン桁、プレキャストブロック桁、プレビーム桁、プレキャスト床板、鋼製床板、ボックスカルバート（内空幅 2m 以上）、L 型擁壁 H=2m 以上、組立歩道の梁並びに床板等、トンネル支保工関係材料、環境施設関係材料（防音壁、遮音壁、河川緑化関係材料等）</li> </ul>
注文品（特注製作品）等	特殊材料・特注製作品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁上下部工等（注 2）、工場製作の栈道橋等、水門等、陸閘等、鋼製ダム等、伸縮装置、支承</li> <li>アンカー材、落石防護施設等、法面補強材等、せん断補強材、落橋防止製品、補強土壁材等のうち、強度試験、機能試験（主部材の溶接のある材料を含む）を行う必要がある材料及び製品</li> <li>電気、電力、通信、設備関係の制御盤、情報盤、ポンプ、発動発電機等、環境施設関係製品等、その他工場製作の道路、河川、砂防、急傾斜地、公園、上下水等に係る特殊材料及び製品</li> </ul>

(注 1)

- 汎用的な、鋼製 2 次製品、コンクリート 2 次製品、樹脂製品（ジオテキスタイル）等については、中間検査の対象とはしない。ただし、当該工事が低入札価格調査に係る工事の場合には、これらについても中間検査の対象とする。
- 公益社団法人日本下水道協会（JSWA）、公益社団法人日本水道協会（JWWA）の品質認証制度に係る汎用的な製品等については、JIS 規格品と同じ扱いとする。

(注2)

- ・鋼橋上部工の検査取扱いについては、次の通知による。

「鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」（平成17年2月25日付け建373号、道整第150号）

「低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について」（平成17年11月29日付け建技第263号、道整第119号）

(要旨)	<ul style="list-style-type: none"><li>・材料検査、原寸検査は原則省略する。</li><li>・仮組立検査は、次の3条件の全てを満たす鋼橋の場合は行わない（担当監督員の立会いを実施する。）。<ul style="list-style-type: none"><li>① 鈹桁橋（I型断面）又は箱桁橋</li><li>② 直線橋</li><li>③ 斜角が75°以上の鈹桁橋、90°の箱桁橋</li></ul></li></ul> <p>ただし、桁高が変化する場合、箱桁で溶接継手を採用する場合、ベント架設以外の架設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上記にかかわらず、低入札工事の場合には、材料検査、原寸検査、仮組立検査、支承製品・落橋防止装置等の材料検査（工場検査）の全てを実施する。</li></ul>
------	---

- ・歩道橋、側道橋及び水管橋については、上記鋼橋上部工の検査取扱いに準じて検査を行う。ただし、仮組立検査の除外条件①に、H型鋼橋を加える。

## 別紙 2

(第 4 条関係 建築・設備工事)

### 1. 工事施工段階に行う中間検査

工事種別	工程等の区分	中間検査時期	備考
新築・増築 工事	A 工程	地中梁が完了し、埋戻し前	
	B 工程	躯体工事が完了し、サッシ取付中 鉄骨造は、鉄骨建方が完了し、サッシ取付中	
	C 工程	内装の下地が完了後	
	D 工程	免震、制震装置が完了後	設備は不要
	工場	工場での検査を行うことが必要な時期	
リモデル (改造) 工事	A 工程	地中梁が完了し、埋戻し前 設備は、解体工事が完了し、配管工事施工中	
	B 工程	内装の下地が完了後	
	工場	工場での検査を行うことが必要な時期	

(注) 改修工事、解体工事：工事内容により必要に応じ中間検査を行う。

### 2. 工場で行う中間検査

工場で行う中間検査は、以下に掲げる工事材料（製品を含む）について、検査監が必要と認める場合に行う。

#### 建 築

- ・特殊な建築物で特に重要なもの

【具体例】鉄骨工場製作品、免震制震装置等の特注製作品等の特殊材料のうち特に重要な材料

#### 設 備

- ・特殊な仕様のもの

【具体例】キュービクル、動力・制御盤、システム装置、プラント装置、大型材料等で特に重要なもの

- ・特注製作品（標準仕様書にない仕様のもの）で特に重要なもの